

エ ッ ク ス 線 装 置
 診療用
 放射性同位元素装備診療機器
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 廃止届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
 静岡県 保健所長

住 所
 管理者
 氏 名

エ ッ ク ス 線 装 置
 診療用
 次のとおり 放射性同位元素装備診療機器 を廃止したので、医療法第 15 条第 3 項の
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

規定により届け出ます。

病院又は診療所の名称及び所在地	
装 置 等	製作者名 型式
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	
廃 止 後 の 措 置	

- (注) 1 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素に係る廃止の場合は、「診療用」の箇所に、その別を記入すること。
- 2 エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器に係る廃止の場合は、装置等欄に製作者名及び型式を記入すること。